



栃木県公報

平成26年
3月28日(金)
号外
第20号

目次

人事委員会

- 職員の給料等の支給に関する規則の一部改正..... 1
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正..... 2
- 職員の退職手当に関する規則の一部改正..... 2
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正..... 2
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正..... 7
- 栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正..... 7
- 給料の特別調整額に関する規則の一部改正..... 8
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正..... 8
- 平成18年給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部改正..... 8
- 平成25年4月1日における号給の調整に関する規則の廃止..... 9

人事委員会

栃木県人事委員会規則第四号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

栃木県人事委員会委員長 田村澄夫

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一岡本台病院の項を次のように改める。

岡本台病院	(1) 作業療法指導員	二・五
	(2) 精神科救急病棟及び医療観察法病棟の看護師等（看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）（(9)に掲げる職員を除く。）	
	(3) 心理判定業務に従事する職員及び医療社会事業に従事する職員（医療観察法病棟の職員に限る。）	
	(4) 病理細菌技術者	二
	(5) 診療エックス線技師及び診療放射線技師	
(6) 医師（(9)に掲げる職員を除く。）及び看護師等（(2)、(8)及び(9)に掲げる職員を除く。）		
(7) 心理判定業務に従事する職員及び医療社会事業に従事する職員（(3)に掲げる職員を除く。）		
(8) 医務局のリハビリテーション科の保健師及び看護師等	一・五	
(9) 医師及び看護師等（管理職員（条例第九条の二第一項に規定する職にある職員をいう。以下同じ。）に限る。）		
(10) 薬剤師及び栄養士	一	

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第五号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第八号を次のように改める。

ハ 警察本部又は警察署に勤務する専務員が、指紋、手口若しくは写真を利用し、又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識業務

イ 犯罪現場における犯罪鑑識業務 一日につき 五百六十円

ロ 犯罪現場以外における犯罪鑑識業務 一日につき 三百二十円

第八条第一項第三号中「夜間（こ及びをいう。第十条第一項第四号において同じ。）」を削る。

第十条第一項第四号を削り、同条第二項第一号中「七百五十円」の下に「（障害福祉課又は健康福祉センターに勤務する職員が、休日（栃木県の休日に関する条例（平成元年栃木県条例第二号）第二条に規定する県の休日をいう。次号において同じ。）又は午後四時から翌日の午前九時三十分までを正規の勤務時間として割り振られ、精神科救急情報センターにおける精神保健福祉業務として従事した場合にあつては、千百三十円）」を加え、同項第二号中「四百五十円」の下に「（障害福祉課又は健康福祉センターに勤務する職員が、休日又は午後四時から翌日の午前九時三十分までを正規の勤務時間として割り振られ、精神科救急情報センターにおける精神保健福祉業務として従事した場合にあつては、六百八十円）」を加え、同項第三号を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第六号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則（昭和二十九年栃木県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一号及び第二号を次のように改める。

一 条例第五条第一項第二号に規定する者

二 条例第十条の二第十一項に規定する認定を受けて同条第十六項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

第十二条の二第六号を次のように改める。

六 その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由として任命権者が知事と協議したものにより退職した者

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に退職した者が改正前の第十二条の二第一項第一号、第二号又は第六号に掲げる者に該当する場合には、改正後の第十二条の二に規定する条例第十二条第一項に規定する人事委員会規則で定める者とみなす。

栃木県人事委員会規則第七号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十三年栃木県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の見出しを「（昇給区分及び昇給の号給数）」に改め、同条第一項中「を給与条例第六条第五項の規定による昇給をさせるときの号給数」を「の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）」に、「号給数とする」を「昇給区分に決定するものとする」に改め、同項後段を削り、同項各号を次のように改める。

- 一 勤務成績が特に良好である職員 A
- 二 勤務成績が良好である職員 B
- 三 勤務成績が良好であると認められない職員 C

第二十三条第五項中「第一項、第三項又は前項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項及び前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「同項の規定を適用する」を「同号に定める昇給区分に決定するものとする」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 給与条例第六条第五項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて昇給号給数表（別表第二十一の二）に定める号給数とする。

別表第二十一の次に次の一表を加える。

別表第21の2（第23条関係）

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C
昇給の号給数	5以上（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び第22条の2各号に掲げる職員（以下この表において「特定職員」という。）にあつては、4以上）	4（特定職員にあつては、3）	3以下（特定職員にあつては、2以下）
	1以上	0	0

備考 この表に定める上段の号給数は給与条例第6条第7項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第二十三の表を	を	に	を	に	を	に	を	に	57	56	56	55	69	68
									57	57	56	56	70	69
									57	57	56	56	71	69
									57	57	56	56	72	70
									57	57	57	56	73	70
									58	57	57	56	74	71
									58	57	58	57	75	71
									58	58	58	57	76	72
									58	58	59	57	77	72
									58	58	59	57	78	73
									59	58	60	57	79	73
									59	58	60	58	80	74
									59	58	61	58	81	74
									59	59	61	58	82	75
									59	59	62	58	83	75
									60	59	62	58	84	76

60	59	63	59	85	77
----	----	----	----	----	----

に	を	に	を	に	を	に改める。						
							51	50	33	32	29	28
							51	50	33	33	29	28
							52	51	34	33	30	29
							52	51	34	33	30	29
							53	51	35	33	31	29
							54	51	35	34	31	29
							55	52	36	34	32	30
							56	52	36	34	32	30
							57	52	37	34	33	30
							58	52	37	35	33	30
							59	53	38	35	34	31
							60	53	38	35	34	31
							61	53	39	35	35	31
							62	53	39	36	35	31
63	54	40	36	36	32							
64	54	40	36	36	32							
65	55	41	37	37	33							

別表第二十三口の表中

に	を	に	を	に	を	に改める。						
							101	100	69	68	69	68
							101	100	70	68	70	69
							102	100	71	68	71	69
							102	100	72	68	72	70
							103	100	73	69	73	70
							103	100	73	69	74	71
							104	100	74	69	75	71
							104	100	74	69	76	72
							105	101	75	69	77	72
							106	101	75	70	78	73
							107	101	76	70	79	74
							108	101	76	70	80	75
							109	101	77	70	81	76
							110	101	78	70	82	77
111	101	79	71	83	78							
112	101	80	71	84	79							
113	101	81	71	85	80							

に	を	に	を	に	を	に改める。						
							53	52	49	48	31	30
							54	53	50	48	31	31
							55	53	51	49	31	31
							56	53	52	49	32	31
							57	53	53	49	32	31
							58	54	53	50	32	32
							59	54	54	50	32	32
							60	54	54	50	33	32
							61	54	55	51	33	32
							62	55	55	51	34	32

63
64
65
65
66
66
67

55
55
55
56
56
56
57

56
56
57
58
59
60
61

51
52
52
52
53
53
53

34
35
35
36
36
37

33
33
33
34
34
35

別表第二十三八の表中

40
40
40
41
41
41
42
42
42
43
43
43
44
44
44
45
45
46
46
47

を

40
40
40
40
40
41
41
41
41
41
41
41
42
42
42
42
42
43
43
43
43
43

に

44
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51

を

43
44
44
44
44
45
45
45
45
45
46
46
47
47
48
48
49

に改める。

別表第二十三三の表中

29
29
29
30
30
30
31
31
31
32
32
32
33
33
34
34
35

を

28
28
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
32
32
32
33
33
33

に

49
49
49
50
50
50
51
51
51
52
52
52
53
53
54
54
55

を

48
48
49
49
49
49
49
49
50
50
50
50
51
51
51
51
51

に

43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51

を

42
42
43
43
43
43
43
44
44
44
45
45
45
45
46
46
47

に改める。

62
62

61
62

75
75

74
74

49
49

48
48

別表第二十三ホの表中

62
62
62
63
63
63
63
63
63
63
64
64
64
64
64
64
64
65

を

62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
63
63
63
64
64
64
64
64

に

76
76
77
77
78
78
79
79
80
80
81
81
82
82
83

を

74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74
74

に

49
50
50
50
51
51
51
52
52
52
53
53
54
54
54
55

を

49
49
49
49
49
49
50
50
50
50
50
50
51
51
51
51

に

41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49

を

40
41
41
41
41
42
42
42
42
42
43
43
43
43
44
44
44
45

に

27
27
27
28
28
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33

を

26
27
27
27
27
27
28
28
28
29
29
29
29
30
30
31

に改める。

別表第二十三ヘの表中

92
92
92
93
93
93
93
94
94
94
94
95
95
95
95
96
96
96

を

91
92
92
92
92
93
93
93
93
94
94
94
94
94
95
95
95

に

93
94
95
96
97
98
99
100
101
101
102
102
103
103
104

を

92
92
93
93
93
94
94
94
95
95
95
95
96
96
96
97

に

69
70
71
72
73
73
74
74
75
75
76
76
77
78
79
80

を

68
68
69
69
69
69
70
70
70
70
71
71
71
71
72
72

幹」に、「総合政策課企画調整担当副主幹 総合政策課財政担当副主幹」を「総合政策課企画調整担当主幹 総合政策課長補佐兼財政担当主幹」に改め、同部茂木町の款町長部局の項中「総務課庶務担当の課長補佐 企画課財政担当の課長補佐」を「主幹 総務課庶務担当係長 企画課財政担当係長」に改め、同部教育委員会事務局の項中「課長」を「課長 主幹」に改め、同部野木町の款町長部局の項中「課長」を「部長 課長 主幹」に、「財政管理課長補佐」を「政策課長補佐」に、「財政管理課財政係長」を「政策課財政係長」に改め、同部農業委員会事務局の項中「事務局長」を「事務局長 主幹」に改め、同部岩舟町の款を削り、同部高根沢町の款町長部局の項中「部長」を「参事」に、「総務課行政担当リporter 企画課行政経営担当リporter 総務課行政担当行政係長 総務課行政担当人事係長 総務課行政担当秘書公聴係長 企画課行政経営担当財政係長」を「総務課長補佐 企画課長補佐 総務課行政係長 総務課人事係長 総務課秘書公聴係長 企画課財政係長」に改め、同部教育委員会事務局の項中「部長」を「参事」に改め、同表二一部事務組合の部栃木地区広域行政事務組合の款を削り、同部芳賀地区広域行政事務組合の款組合長部局の項中「室長 所長補佐 室長補佐」を「所長補佐」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表一市又は町の部岩舟町の款を削る改正規定及び同表二一部事務組合の部栃木地区広域行政事務組合の款を削る改正規定は、同月五日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和五十二年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の部がんセンターの項中「第一病棟部、化学療法部、放射線技術部、検査技術部及び薬剤部」を「放射線技術部及び検査技術部」に改める。

別表第二一の表中

七 職	47,600円
-----	---------

を

川 職	71,400円
七 職	47,600円

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十一号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年栃木県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

- ⑨ 佐野川牛瀬遊園地遊歩道

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十二号

平成十八年給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十六年三月二十八日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

平成十八年給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十八年給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則（平成十八年栃木県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「には、」の下に「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては」を加え、「額」を「額。以下この項において「差額相当額」という。）から差額相当額に三分の一を乗じて得た額（その額が一万円を超えるときは一万円、その額が一万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を減じた額を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては差額相当額から差額相当額に三分の二を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額」に改め、同条第二項中「には、」の下に「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては」を加え、「額」を「額。以下この項において「差額相当額」という。）から差額相当額に三分の一を乗じて得た額（その額が一万円を超えるときは一万円、その額が一万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を減じた額を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては差額相当額から差額相当額に三分の二を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額」に改める。

第五条第一項中「には、」の下に「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては」を加え、「額」を「額。以下この項において「差額相当額」という。）から差額相当額に三分の一を乗じて得た額（その額が一万円を超えるときは一万円、その額が一万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を減じた額を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては差額相当額から差額相当額に三分の二を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十三号

平成二十五年四月一日における号給の調整に関する規則を廃止する規則を次のように定める。
平成二十六年三月二十八日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

平成二十五年四月一日における号給の調整に関する規則を廃止する規則

平成二十五年四月一日における号給の調整に関する規則（平成二十五年栃木県人事委員会規則第三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。